

第 13 期 専門委員会

【専門委員会の目的（専門委員会運営規則 第2条より）】

執行委員会の諮問機関であり、活動を円滑に推進するため必要に応じて設置される。

【専門委員会のメンバー（専門委員会運営規則 第3条より）】

専門委員会は、三役、副事務局長、執行委員で構成される。

人選は事務局長があたり、会長が委嘱する。

【各委員会の名称と議題】

財政・組織専門委員会

- 財政・会計の運営や点検
- 組織体制
- 組織拡大
- 組織活動の企画・立案 など

政治センター幹事会

- 国会・地方議会に関する事項
- 公職選挙活動に関する対策とその推進 など

政策専門委員会

- 政策の立案と自治体等への要求・提言 など

福祉・教宣専門委員会

- 勤労者福祉の取り組み
- ボランティア・体育・文化活動
- 労働講座、セミナー等の情報提供と実施
- 機関紙・HP など情報の提供

青年委員会

- 青年役員、組合員が連合運動へ参画する機会の創出と拡大
- 青年役員、組合員の人材育成、教育
- 青年役員の交流

女性委員会

- 女性役員、組合員の連合運動への参画および交流機会の創出と拡大
- 女性役員、組合員の人材育成、教育
- 男女平等参画関連の行事の企画・運営

組織拡大チーム

- 加盟組織の組織拡大に関する取り組み
- 未組織労働者の組織化に対する取り組み

男女平等参画推進会議

- 連合岡山の男女平等参画に関する活動の企画・立案

ワーク・ライフ・バランス推進会議

- 政策・制度要求における WLB 関連の要求・提言策定
- 春闘における WLB 関連の取り組みの企画・立案
- WLB をテーマにした街宣の実施

中小労働対策委員会

- 中小組織の春闘などの政策
- 非正規労働者の労働条件改善などの取り組み など